

日程第5 委員会提出議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第5 委員会提出議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）委員会提出議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について。

朗読をもってかえさせていただきます。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。

職種は一般事務職のほか保育士、給食調理員、建築・土木職員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則及び均衡の原則等に基づく処遇改善が求められている。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政

サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことを措置されるよう強く要望する。

1、会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の付帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

2、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣。

以上、皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項に規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治体へ

の十分な財政措置を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会提出議案第2号 紀の川流域下水道維持管理負担金の軽減を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第6 委員会提出議案第2号 紀の川流域下水道維持管理負担金の軽減を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）紀の川流域下水道維持管理負担金の軽減を求める意見書。

下水道整備は、公共用水域の水質環境保全とそれらの流域内における生活環境の改善など、社会資本を整備する上で重要な役割を担っている。

本市では、平成31年度より公共下水道事業は地方公営企業法適用事業に移行したところであるが、その経営は毎年度一般会計からの多額の繰り入れをもって成り立っている状況である。

維持管理費の抑制に努め、経営改善を図っているが、本流域下水道維持管理負担金は本市の公共下水道事業における維持管理費の約7割を占め、経営状況は極めて厳しく、また今後少子高齢化による人口減少に伴い、有収水量の増加は見込めない状況である。

よって、県においては、公共下水道事業を安定的に経営していくため、本流域下水道維持管理負担金の軽減を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。和歌山県知事。

○議長（土井裕美子君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 紀の川流域下水道維持管理負担金の軽減を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会提出議案第3号 医師偏在、医師不足の解消及び適正配置等を求める意見書について

○議長（土井裕美子君）日程第5 委員会提出議案第3号 医師偏在、医師不足の解消及び適正配置等を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）こちらの意見書について、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

ます。

医師偏在、医師不足の解消及び適正配置等を求める意見書。

平成28年5月に和歌山県地域医療構想が策定され、2025年に向け各構想区域において議論が進められているが、依然、出口が見えない状況が続いている。その中でも、橋本保健医療圏は、大阪府と奈良県に隣接し、特に大阪府への患者流出が多い圏域であり、今後の医療需要も含め課題が山積している圏域と言って過言ではない。

また、橋本市民病院では、医師の地域偏在、診療科偏在の問題にも直面しており、医師不足の状況から、国が打ち出した医師の働き方改革に対しても、具体的な方策を打ち出していくことが極めて困難な状況である。

よって、和歌山県においては、下記のとおり、速やかに適正な措置が講じられるように強く要望します。

1、和歌山県地域医療構想の実現について。

和歌山県地域医療構想の実現に向けて、より具体的な方策を示し、各医療機関が最大限の機能を発揮できるよう、速やかに対策を講ぜられたい。

2、医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消、適正配置について。

橋本市民病院では、平成31年3月末をもって乳腺・呼吸器外科常勤医師2名が異動となり、4月以降不在となっている。高齢化が進む中、抗がん剤治療をしている患者にとっては、遠方の病院まで自ら車を運転し、または家族が仕事を休み患者をサポートすることは、身体的、精神的、かつ経済的な負担も大きくするものである。その他、腎臓内科、耳鼻咽喉科の常勤医師も不在であり、呼吸器内科、麻酔科、放射線科などは常勤医師が1名のみである。

これら状況を踏まえ、橋本市民病院医師の

地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消、適正配置の実現に対し、速やかに対策を講ぜられたい。

3、医師の働き方改革について。

医師の過重労働にのみ焦点を当て、医師の働き方改革を考えるのではなく、医師偏在、医師不足の解消及び適正配置とあわせ考え、地域住民が安心して安定した医療を受けられるよう、速やかに対策を講ぜられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は和歌山県知事です。

以上で終わります。

○議長(土井裕美子君)説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 医師偏在、医師不足の解消及び適正配置等を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案3件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするも

のについては、その整理を議長に委任された
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありません
ので、そのように決しました。